

賃金の口座振込に関する協定書

株式会社 と (株) 労働組合 は、従業員の賃金の口座振込に関し、次のとおり協定する。

1. 株式会社 は従業員各人の同意を得て、本人の口座に賃金を振り込むことができる。
2. 口座払の対象となる従業員は全ての者とする。
3. 口座払の対象とする賃金は、定期賃金、一時金、退職金 とし、その金額は、各人の申し出た額とする。
4. 口座払は、平成 年 月 日以降実施する。
5. 口座払を行う金融機関の範囲は、銀行、信金の各支店 とする。
6. 本協定は、両当事者調印の日から効力を生じ、何れかの当事者が 日前に文書による破棄の通告をしない限り効力を存続する。

平成 年 月 日

使用者職氏名 株式会社
代表取締役 博多 一郎



労働者代表 株式会社 労働組合
執行委員長 福岡 太郎

